

＜ 馬の改良増殖、保護利用増進及び馬事知識の普及事業（公益目的事業） ＞

第1 一般会計予算事業

1. 登録事業

公益社団法人日本馬事協会登録規程、同事務細則、個体識別証明実施要領に基づき、北海道においては輓系馬、乗系馬及び小格馬、岩手県においては輓系馬及び乗系馬、青森、島根、熊本、宮崎の各県においては輓系馬を主体に、血統登録、繁殖登録及び個体識別証明（以下「登録等」という。）を行う。

また、その他の地域においても、随時、乗系馬を主体に登録等を行う。

(1) 登録事業の推進

登録事業の適正かつ円滑な実施を図るため、当協会の本部及び北海道事務所に技術者、事務員を配置して登録事業に当たるほか、関係団体等の協力を得て登録事業の推進を図る。

ア 登録実務者研究会等の開催

登録審査を厳正に実施するため、登録審査委員を対象とした登録実務者研究会を開催するとともに、登録審査委員候補者（登録審査補助員等）を対象とした登録審査講習会を開催する。

イ 登録審査委員の委嘱

馬に関する学識経験者、馬に関する農業団体等及び当協会の役職員のうちから、必要に応じ、登録審査委員として適任者を委嘱（又は任命）する。

(2) 登録審査の実施

馬の所有者から登録等の申込みのあった馬について、関係書類及び実馬を審査するとともに、協会が必要と認めるものは公益財団法人競走馬理化学研究所に委託して毛色検査及びDNA型検査による親子判定を行うなど、血統及び個体識別の明確化を図るため登録審査を行う。

また、地方競馬全国協会及び帯広市と連携して、地方競馬全国協会が行う馬登録検査時において、ばんえい競馬の新馬を対象にDNA型検査を実施する。

〔計画頭数〕

(単位:頭)

区 分	輓 系 馬	乗 系 馬	小 格 馬	在 来 馬	計
血 統 登 録	1,095	222	143	116	1,576
繁 殖 登 録	299	49	37	34	419
個体識別証明	—	37	36	—	73
計	1,394	308	216	150	2,068

(3) 登録証明書等の交付

登録等を行った馬の所有者に対して登録証明書及び個体識別証明書を交付するとともに、必要な事項を登録原簿及び個体識別原簿に記載する。

(4) 登録事務の整備

登録情報の集積・管理を行い、各種の登録情報を関係団体に提供するとともに、当協会ホームページに馬関連団体情報として公開するため、登録システムの保守を行うとともに、必要に応じて登録システムの改修を行う。

(5) 登録事業の普及啓発

登録関係規程、登録業務の流れ、登録申込書の様式、登録に関する法令の改正等をホームページに掲載するなど登録事業を普及啓発するため、登録関係規程及び登録申込書等を印刷・配布するとともに、当協会のホームページを逐次更新する。

2. 乗用馬等の生産育成振興事業

(1) 乗用馬等の生産育成指導

ア 生産育成指導管理

乗用馬の生産育成を指導促進するため、指導技術者及び事務員各1名を置く。

イ 乗用馬の生産育成促進指導

(ア) 北海道地区及び岩手県遠野地区等の乗用馬生産基盤を強化するため、現地に適した生産体制に係る乗用馬生産育成技術検討会を開催するとともに、生産地で開催される乗用馬市場のせり名簿等の作成を助成する。

(イ) 内国産乗用馬の資質向上を図るため、国内及び海外の乗用馬市場等において優良な血統の乗用馬を選定・購買し、主要な生産地に配置（貸付）する。

(ウ) 公益社団法人日本馬事協会登録規程、同事務細則、個体識別証明実施要領に基づき、馬の所有者から登録等の申込みのあった乗用馬について、関係書類及び実馬を審査するとともに、協会が必要と認めるものは公益財団法人競走馬理化学研究所に委託してDNA型検査による親子判定を行うなど、血統登録、繁殖登録及び個体識別証明を行う。

(2) 日本在来馬の保存活用推進

ア 連絡調整事務

日本在来馬（8馬種）の保存・活用活動を行っている保存団体の円滑な運営と活性化を図るための連絡調整等を行う。

イ 日本在来馬の登録審査

日本在来馬の保存のため、登録体制等が整備されている6馬種（北海道和種馬、木曽馬、野間馬、対州馬、宮古馬及び与那国馬）について、関係書類及び実馬を審査するとともに、協会が必要と認めるものは公益財団法人競走馬理化学研究所に委託してDNA型検査による親子判定を行うなど、日本在来馬の登録審査を行う。

ウ 保存活用推進会議の開催

日本在来馬の各保存団体の活動及び利活用等に関する意見交換を行い、諸課題の検討及び今後の日本在来馬の保存の在り方について広く議論を行うための全国会議を開催する。

3. 重種馬等の生産振興対策事業

(1) 種雄馬及び種雌馬の整備

重種馬の資質向上及び増頭・維持、並びに重種馬生産の担い手確保等を図るため、国内及び海外から種雄馬及び種雌馬を購入又は借受け、それらを農業団体等に貸付け、重種馬の主要な生産地に配置する。

ア 種雄馬の導入

(ア) 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場で生産・育成されたペルシュロン種及びブルトン種の種雄馬を借受け、農業団体等に転貸し、主要な生産地に配置するとともに、その輸送費を補助する。

(イ) ばんえい競馬の競走馬の中から、種付け用として種雄馬を選定・購買し、農業団体等に貸付け、主要な生産地に配置するとともに、その輸送費を補助する。

また、凍結精液製造用として種雄馬（日本純系種）を選定・購買し、凍結精液を製造するとともに、製造した凍結精液を農業団体等に配付する。

(ウ) 重種馬の基幹的な品種となっているベルジアン種について、カナダ及びアメリカにおける資源調査を行い、海外からベルジアン種の種雄馬の導入の可能性について検討を行う。

イ 種雌馬の導入

(ア) ばんえい競馬の競走馬の中から、繁殖雌馬として種雌馬を選定・購買し、農業団体等に貸付けるとともに、その輸送費を補助する。

(イ) 馬パラチフスの感染馬を淘汰した重種馬生産者の代替馬導入を支援するため、種雌馬を農業団体等に貸付けるとともに、その輸送費を補助する。

(2) 重種馬等の生産推進

ア 種雄馬及び種雌馬の適正配置

(ア) 配置協議会の開催

独立行政法人家畜改良センターから借受けた種雄馬の配置先を決めるため、配置協議会を開催する。

(イ) 種雄馬及び種雌馬の管理指導

農業団体等に貸付けた種雄馬及び種雌馬が適正に飼養管理されていることを確認するため、飼養管理先を巡回し、飼養管理状況を把握するとともに、必要に応じて飼養管理の指導を行う。

(ウ) 種雄馬及び種雌馬の事故対策

農業団体等に貸付けた種雄馬及び種雌馬が繁殖障害等を生じた際、高度獣医療に係る診療費等の経費を補助する。

(エ) 種雄馬名簿の作成配付

馬飼養者が交配種雄馬の選定等の参考に資するため、種畜証明書の交付を受けた種雄馬名簿を作成し、関係団体等に配付する。

イ 重種馬等の生産振興

(ア) 重種馬の生産技術指導の促進

農業団体等による重種馬生産者への生産技術指導を促進するため、馬生産に

関する技術講習会の開催や生産技術に関する巡回指導等を行う農業団体等に対し、重種馬生産技術指導奨励金交付規程に基づき指導奨励金を交付する。

(イ) 研修会等の開催

馬事技術者の養成、馬診療技術及び生産技術の向上等を図るため、馬事技術者養成研修会、重種馬診療技術研修会、生産技術研修会等、各種研修会を開催する。

4. 馬事普及啓発推進事業

(1) 馬事普及特別対策

ア イベント活性化推進

農業協同組合連合会及び重種馬生産地の生産集団等が開催する馬事普及に関するイベント等に対し、その経費を補助する。

イ 生産技術研修

農業協同組合、農業協同組合連合会及び重種馬生産地の生産集団等が行う生産技術研修に対し、その経費を補助する。

ウ 調査研究

農業協同組合連合会等が行う重種馬の生産技術に係る調査研究に対し、その経費を補助する。

エ 共進会等推進

農業協同組合連合会及び重種馬生産地の生産集団等が行う共進会の開催に対し、その経費を補助する。

(2) 馬事思想普及教材配付

馬への関心や親しみを広く一般の人々に持ってもらうなど馬事思想の普及向上を図るため、これまで作成した普及啓発用教材（ブックレット等）を増刷し、希望する団体等に対して配付する。

(3) 重種馬学術調査研究

重種馬の生産技術の向上及び改良増殖の推進に資するため、次の学術調査研究等を行う。

ア B L U P法による馬能力検定に関する調査（京都大学との共同研究）

イ ばんえい競馬の運動能力力学に関する調査研究（報告書の作成）

ウ 重種馬等の内分泌疾患に関する調査研究（帯広畜産大学との共同研究）

エ 重種馬の生産費に関する調査（北海学園大学古林教授に委託）

(4) 優良重種馬生産者等表彰

重種馬の生産意欲を喚起するため、ばんえい競走馬の生産指標となる基幹2競走の出走馬の生産者を優良重種馬生産者として、また、特に優良な繁殖成績を示す繁殖雌馬を優良重種馬（多産馬部門）として表彰するとともに、表彰式典を開催する。

(5) 重種馬生産地懇談会

重種馬生産地において生産者等と意見交換及び現地調査を行い、重種馬生産の実

態等を把握するため、地域懇談会を開催する。

(6) 重種馬生産振興推進会議

重種馬生産振興策について、重種馬生産地の生産者や関係団体等と意見交換を行うため、重種馬生産振興推進会議（ブロック会議）を開催する。

(7) 馬パラチフス清浄化対策推進

北海道内における馬パラチフスの清浄化を推進するため、北海道の馬パラチフスの防疫方針を受け、軽種馬を除く流産馬の本病に係る検査費用を補助する。

5. 馬事振興に関する検討会

馬事関係団体等が連携して取り組むべき馬事振興策等について検討を行うため、必要に応じ、馬事振興検討会を開催する。

6. 食肉処理施設調査事業

馬の処理実績がある国内食肉処理施設に対し、馬の食肉利用の実態等に関する調査を行う。

7. 馬の輸入精液証明書発給等事業

フランスから日本に輸入される馬凍結精液に係る日本国内向け精液証明書の発給及びこれに関連する業務を行う。

8. 褒賞事業

重種馬等の生産振興を図るため、主要な生産地域で開催される馬の共進会の優秀馬の生産者、ばんえい競馬の重賞・特別競走の優勝馬の馬主等に対する褒賞を行う。

9. 広報事業（法人管理事項を含む。）

ホームページを活用した広報活動を行うとともに、「馬事協会だより」を年2回発行して会員等に配付する。

第2 特別会計予算事業

1. 在来馬種保存事業

在来馬種の保存及び利活用を推進するため次の事業を行うとともに、必要に応じて、助成した事業の監査を行う。

(1) 在来馬種保存対策

各保存会に対して、在来馬の保存及び利活用を行うために必要な飼育管理費、保存活用研究費及び施設等整備費を助成するとともに、専門家を派遣して飼養管理技術の向上を図る。

(2) 絶滅危惧種対策

絶滅が危惧される3馬種（野間馬、対州馬、宮古馬）の保存会に対して、絶滅危惧回避対策に必要な経費を助成するとともに、専門家を派遣して繁殖技術指導を行う。

(3) 寄付金活用対策

寄付金を活用した在来馬種の保護活動に対する支援を実施する。

2. 馬受精卵移植の受胎率向上対策事業

乗用馬の受精卵移植の受胎率向上を図るため、次の事業を行う。

(1) 事業推進委員会の開催

学識経験者等で構成される事業推進委員会を開催し、事業を効率的かつ円滑に実施するための検討と達成目標の確認を行う。

(2) 受精卵移植技術向上対策

乗用馬の受精卵の回収率向上を図るため、生産地において馬受精卵移植技術に関する研修会等を開催するとともに、乗用馬による受精卵移植技術の実証を行う。

3. 日本在来馬（野間馬）の人工授精定着化事業

日本在来馬（野間馬）の凍結精液を製造・保存し、人工授精を実施するとともに日本在来馬（野間馬）の飼養頭数の維持・増頭を図るため、次の事業を行う。

(1) 事業推進委員会の開催

学識経験者等で構成される事業推進委員会を開催し、事業を効率的かつ円滑に実施するための検討と達成目標の確認を行う。

(2) 凍結精液の製造・保存及び体制の整備

現地において精液検査及び凍結精液を製造するための器具器材を整備するとともに、精液検査を実施して凍結精液製造用の種雄馬を選定し、凍結精液を製造・保存する。

< 法人管理事項 >

○ 総会等の開催

当協会の事業運営について審議・協議するため、総会、理事会等を適宜開催する。